人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五四―一二

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（権衡職員の範囲） **第四条**　（略） ２　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第一項に規定する在外職員に対する前項の規定の適用については、同項中「規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員」とあるのは、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六条第七項第三号に該当する職員」とする。	（権衡職員の範囲） **第四条**　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	（略）	（略）	（略）	（略）
	上川郡上川町旭町三九の一	旭川開発建設部旭川道路事務所	二級地	二級地
	空知郡南富良野町字金山	札幌開発建設部空知河川事務所金山ダム管理支所		
	（略）	（略）		

改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	（略）	（略）	（略）	（略）
	上川郡上川町旭町三九の一（新設）	旭川開発建設部旭川道路事務所（新設）	二級地	二級地
	（略）	（略）		